

第5章 市全域計画

1. 歴史的な町の区域

■景観

- ・丹波篠山市の歴史的景観は、城下町と宿場町を母体に形成され、城下町は今でも中心市街地としての役割を果たしています。
- ・城下町には、町屋、武家屋敷、お堀に囲まれた城跡が残っており、全国的にも貴重な景観を形成しています。周辺には竹林やエノキやマツの景観木等の市街を包む緑地帯が形成されています。
- ・宿場町では、平入りと妻入り町家や農家が混在した町並みが形成されています。旧街道沿いに位置する集落では、家屋が街道の両側に連なる街村が残っています。街村では、篠山川に注ぐ支流沿いに農地を配し、山裾の微高地に家屋を配する形でまとまりのある集落景観が形成されています。長い年月を経て、周辺環境と調和のとれた安定的な土地利用が継承されています。

【区域の指定状況】

- 宿場町・・・古市
- その他・・・八上上（街村）、下立杭（陶器町）

■景観形成方針（法第8条第3項関係）

- ・歴史的町並みを単に復元するだけでなく、そこに暮らす人々の生活様式に対応しながら、歴史的情緒ある落ち着いた町並み景観の形成を図ります。
- ・時間をかけて展開してきた土地利用に基づき、沿道の空間構成や家屋の配置に配慮した景観形成を図ります。
- ・街道沿いに残る常夜灯や一里塚などの景観資源を保全活用しながら、街道沿いの連続性に配慮した町並みの形成、背後の畦畔木等との景観的な調和を図っていきます。

◆土地利用指針

- ・造成は、歴史的な地割を尊重し、地形の改変を少なくする。
- ・エノキや竹林等区域を特徴付けている樹林地や樹木等の貴重な植生を保全する。
- ・川辺の水辺空間や一里塚などの歴史的資産などを保全し、歴史的な景観づくりに活用する。

◆建築指針

- ・背景の山並みや周辺の緑から突出せず、山並みや眺望が確保されるような配置、規模、高さとする。
- ・屋根の向きや勾配を工夫し、歴史的町並み景観の重要な構成要素となる屋並みの連続性を表現する。
- ・古民家等の伝統的意匠、材料、色彩を参考にして、町並みとの調和を図る。
- ・町並み全体としてのまとまりを大切にし、周囲の農地や小丘などの緑とも溶け込むように配慮する。

◆緑化指針

- ・家屋と竹林の配置や中庭・裏庭の樹木など、伝統的な緑化手法を参考に美しい町並みを形成する。
- ・丹波篠山に適した在来種の樹木を用いて緑化を推進し、美しく潤いのある町並みを形成する。

■景観形成基準（法第8条第2項第2号関係）

| 項 目 | | 基 準 | |
|----------------------------|-------|---|--|
| 建 築 物 | | | |
| 新築・増築・改築・移転・外観の修繕・模様替・色彩変更 | 位置 | ・周辺に建築物がある場合は、接道部の軒高の連続性、周辺建築物との間口の調和を図る。 | |
| | 規模 | 高さ | ・12m以下とする。 ・背景の山並みや周辺の緑から突出しない高さとする。 |
| | | 敷地 | — |
| | 形態・意匠 | 外壁 | ・道路に面する壁は、漆喰や下見板張り等の伝統的な材料、形態とする。特に伝統的な町家や民家に隣接する場合は、調和した意匠、材料、形態とする。 ・長大な無窓など単調な壁面を作らないよう努める。 ・出入り口部や窓の開口部の建具は、格子やムシコなどの伝統的様式を基本とする。 ・基礎部は周辺の自然景観との調和を図る。 |
| | | 屋根 | ・二方向以上の勾配屋根とし、仕上げは和瓦を使用するよう努める。やむをえず他の材料を使用する場合は周辺の景観と調和するよう配慮する。 ・1階部の下屋や庇の位置は、隣家にそろえるように努める。 |
| | | 設備 | ・屋外階段は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 ・給水管、ダクト等は外壁面に露出させないようにする。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同色仕上げとする等の措置をする。 ・屋上設備は壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。措置ができない場合は、通りから見えにくい位置とする。 ・ベランダ等は建築物との調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。 |
| | 色 彩 | 外壁 | ・伝統的な町家や民家に隣接する場合は、調和した色彩とする。 ・基調となる色は、土壁、板張り等の伝統的素材による落ち着いたものとし、やむをえず他の材料を使用する場合は類似色とする。その範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。 （1）色相がR（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は彩度6以下 （2）色相がY（黄）系の色相を使用する場合は彩度4以下 （3）その他の色相は彩度2以下 |
| | | 屋根 | ・伝統的な町家や民家に隣接する場合は、調和した同色系統の色彩とする。 ・基調となる色は、けばけばしくならないよう落ち着いたものとする。その範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。 （1）色相がR（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は彩度6以下 （2）色相がY（黄）系の色相を使用する場合は彩度4以下 （3）その他の色相は彩度2以下 |
| | その他 | 材料 | ・金属やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和を図る。 ・下見板や基礎の石組等には地場材料やそれに類した素材を活用する。 ・経年変化により味わい深くなる素材または見苦しくならない材料を使用する。 |

| | | |
|--------------------------------------|-------|--|
| | 駐車場等 | ・通りから自動車が見えにくい構造とし、周辺と調和した入口意匠や外壁仕上げとする。 |
| 工 作 物 | | |
| 新設・増築・改築等 | 位置・規模 | ・高さは原則12m以下とする。 ・背景の山並みや周辺の緑から突出せず、山並みや眺望が確保されるような配置とする。 ・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。 |
| | 形態・意匠 | ・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 |
| | 色彩 | ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。 (1) 色相がR(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は彩度6以下 (2) 色相がY(黄)系の色相を使用する場合は彩度4以下 (3) その他の色相は彩度2以下 ・ただし、航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊戯施設については適用しない。 |
| | 植栽 | ・周辺の植栽に努める。ただし工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係わるものについては適用しない。 |
| 開 発 行 為 | | |
| 施設配置 | | ・周辺の緑と調和し、周辺地域に溶け込むようにする。 ・住宅や宅地開発等を行う場合は、周辺地域の町割りや町並みと調和した区画割りとする。 |
| 宅地造成の一区画面積 | | — |
| 土地造成 | | ・さとの区域との境界付近などでは、コンクリート擁壁などによる造成は避け、造成面や盛土法面が目立たず、自然地形や田園風景に溶け込み、調和するようにする。 |
| 既存樹林地等の保全 | | ・開発区域内に良好な地域環境を形成している樹林地、水辺空間、優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所がある場合は、それらを保全する。 ・高さ10m以上の既存樹木・竹林は保全し、開発や建築行為に際して伐採しないように努める。 |
| 緑化 | | ・擁壁、排水施設等の工作物は、周辺の景観と調和した仕上げとなるよう努め、樹木等による緑化修景を行う。 ・駐車場、グランド等広い敷地は、周囲等の適切な箇所に樹木等による緑化修景を行う。 ・宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状を適切に計画する。 |
| 高木植栽 | | ・敷地面積500㎡あたり1本以上の高木を植える。 ・敷地内の予定建築物等と樹木が、一体となって調和した景観を形成するよう樹木を適切に植栽する。 |
| 緑地の確保(緑地率) | | ・敷地面積の10%以上の緑地を確保する。 |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | |
| 土地の開墾 | | — |
| 土石の採取 | | — |
| 修復及び遮蔽植栽等 | | ・遮蔽や修復緑化の樹木は、できる限り郷土種を用い、やむを得ず郷土種を用いない場合は、周辺の植生への影響、自然環境との調和等を考慮し、適切な樹種を選定する。 |
| 木竹の伐採 | | |
| 大径木等の保全 | | ・社寺林や大きく育った大木を保全する。 |

| | |
|------------------------------------|--|
| 修復植栽 | ・在来種に基づく地域植生にあった植栽に努める。 |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積 | |
| 資材置き場等 | ・土石、廃棄物、再生資源等を堆積する場合は、周辺の景観に配慮した高さ、規模とし、原則として樹木の植栽等による遮蔽を行う。 |

2. まちの区域

■景観

- ・歴史的に形成された既成市街地とその周辺への無秩序な市街地化が顕著であり、計画的な「まち」の整備が必要な区域です。
- ・公共施設、商業施設および住宅地といった都市施設が集中しており、都市基盤整備の充実を図る区域です。

■景観形成方針（法第8条第3項関係）

- ・周辺の景観に配慮しながら、地域の活性化につながるような魅力的な市街地景観の形成を図ります。
- ・城下町地区の周辺地域では、歴史的な町並みと調和した、快適な住環境形成を目指し、新しい市街地景観づくりを推進します。
- ・沿道施設が建ち並ぶ幹線道路沿いは、並木などによる緑化や屋外広告物等の誘導規制による景観形成を図ります。
- ・建築物等が農地と接する部分においては、農地からの眺望に配慮した緑化による景観形成を図ります。
- ・建築物は低層化に努めます。
- ・駅前周辺等の新興住宅地における低層型の集合住宅は、二方向以上の傾斜屋根とし、併設する駐車場やゴミステーション周辺の緑化や施設規模に応じた景観木の植栽に努めます。

◆土地利用指針

- ・土地造成および形質の変更は最小限とし、地形の改変は少なくなるようにする。
- ・区域を特徴付けている地形、樹林地や樹木等の貴重な植生を保全する。
- ・川やため池の水辺空間や駅舎跡等の歴史的資産なども保全活用しながら、これからの景観づくりに活用していく。
- ・風景形成に重要な空間となるさとの区域との境界付近は、コンクリート擁壁などの造成は避け、自然地形や田園景観と調和させる。

◆建築指針

- ・敷地内に緑地や庭などを設け、ゆとりある敷地空間を創出し、ゆったりした市街地景観の形成を図る。
- ・背景の山並みや周辺の緑と調和した大きさとし、落ち着いた市街地景観の形成を図る。
- ・魅力的な市街地景観の形成を図るため、建物のデザインは、周辺の景観と調和させる。

◆緑化指針

- ・畦畔木等伝統的な緑化手法を参考に、さとの区域や森の区域との境界部、沿道部、駐車場などの空間に景観木を植栽し、美しい市街地景観を創造する。

- ・丹波篠山に適した在来種の樹木を用い、四季を演出する緑化を推進し、美しく潤いのある市街地景観を形成する。

■景観形成基準（法第8条第2項第2号関係）

| 項 目 | | 基 準 | |
|----------------------------|--------------|---|--|
| 建 築 物 | | | |
| 新築・増築・改築・移転・外観の修繕・模様替・色彩変更 | 位置 | <ul style="list-style-type: none"> ・山並みや眺望が確保されるような配置とする。 ・周辺に建築物がある場合は、周辺建築物との調和を図る。 | |
| | 規模 | 高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・12m以下とする。 ・背景の山並みや周辺の緑から突出しない高さとする。 |
| | | 敷地 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある敷地を確保し、近隣に圧迫感を与えないようにする。 |
| | 形態・意匠 | 外壁 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観に調和した意匠となるよう努める。 ・接道意匠がそろっているところでは、意匠の連続性に配慮する。 ・長大な無窓など単調な壁面を作らないよう努める。 ・基礎部が農地等に面する場合は、目立たないようにし、自然景観と調和するよう努める。 |
| | | 屋根 | <ul style="list-style-type: none"> ・二方向以上の勾配屋根を原則とする。 |
| | | 設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 ・給水管、ダクト等は外壁面に露出させないようにする。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同色仕上げとする等の措置をする。 ・屋上設備は壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。措置ができない場合は、通りから見えにくい位置とする。 ・ベランダ等は建築物との調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。 |
| | 色彩 | 外壁 | <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色はけばけばしいものは避け、周辺景観と調和するよう努める。その範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。 (1) 色相がR（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は彩度6以下 (2) 色相がY（黄）系の色相を使用する場合は彩度4以下 (3) その他の色相は彩度2以下 |
| | | 屋根 | <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう落ち着いたものとする。 ・その範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。 (1) 色相がR（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は彩度6以下 (2) 色相がY（黄）系の色相を使用する場合は彩度4以下 (3) その他の色相は彩度2以下 |
| | その他 | 材料 | <ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和を図る。 ・下見板や基礎の石組等には地場材料やそれに類した素材を活用する。 ・汚れが目立たず、見苦しくならない材料を使用する。 |
| | | 駐車場等 | <ul style="list-style-type: none"> ・通りから自動車が見えにくい構造とし、周辺と調和した入口意匠や外壁仕上げとする。 |
| | | 外構 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の町並みや自然景観と調和した印象となるよう配慮する。 |
| | | 植栽 | <ul style="list-style-type: none"> ・接道部には樹木の植栽に努める。 |
| | 工 作 物 | | |
| | 新設・増築・ | 位置・規模 | <ul style="list-style-type: none"> ・高さは原則12m以下とする。 ・背景の山並みや周辺の緑から突出しない高さとし、山並みや眺望が確保されるような配置とする。 ・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。 |
| 形態・意匠 | | <ul style="list-style-type: none"> ・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 | |

| | | |
|--------------------------------------|---|--|
| 改築・改築等 | 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲はマンセル色票系において概ね次のとおりである。 (1) 色相がR (赤)、Y R (橙)系の色相を使用する場合は彩度6以下 (2) 色相がY (黄)系の色相を使用する場合は彩度4以下 (3) その他の色相は彩度2以下 ・ただし、航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊戯施設については適用しない。 |
| | 植栽 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の植栽に努める。ただし工場立地方その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係わるものについては適用しない。 |
| 開発行為 | | |
| 施設配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑と調和し、周辺地域に溶け込むようにする。 | |
| 宅地造成の一区画面積 | <ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成をする場合の一区画あたりの面積は、200㎡以上とする。 | |
| 既存樹林地等の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域内に良好な地域環境を形成している樹林地、水辺空間、優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所がある場合は、それらを保全する。 ・高さ10m以上の既存樹木・竹林は保全し、開発や建築行為に際して伐採しないように努める。 | |
| 緑化 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為によって生じる15度以上の法面のうち、周辺から容易に見えるものは、樹木を有効に配した緑化修景を行う。 ・擁壁、排水施設等の工作物は、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景を行う。 ・駐車場、グランド等広い敷地は、周囲等の適切な箇所に樹木等による緑化修景を行う。 ・宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状を適切に計画する。 | |
| 高木植栽 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積500㎡あたり1本以上の高木を植える。 ・敷地内の予定建築物等と樹木が、一体となって調和した景観を形成するよう樹木を適切に植栽する。 | |
| 緑地の確保 (緑地率) | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積の10%以上の緑地を確保する。 ・緑地フレームでは、樹林樹木のボリュームアップに努める。 | |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | |
| 土地の開墾 | <ul style="list-style-type: none"> ・高さ10m以上の既存樹木・竹林は保全し、伐採しないように努める。 ・コンクリート擁壁などによる造成は避け、造成面や盛土法面が目立たず、自然地形や田園風景に溶け込み、調和するようにする。 | |
| 土石の採取 | <ul style="list-style-type: none"> ・土石採取跡地等は、原則として適切な防災処置を講じ、道路等から見える場合は、自然地形になじむ処置や樹木等による遮蔽植栽を行う。 | |
| 修復及び遮蔽植栽等 | <ul style="list-style-type: none"> ・遮蔽や修復緑化の樹木は、できる限り郷土種を用い、やむを得ず郷土種を用いない場合は、周辺の植生への影響、自然環境との調和等を考慮し適切な樹種を選定する。 | |
| 木竹の伐採 | | |
| 大径木等の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・社寺林や大きく育った大木を保全する。 | |
| 修復植栽 | <ul style="list-style-type: none"> ・在来種に基づく地域植生にあった植栽に努める。 | |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積 | | |
| 資材置き場等 | <ul style="list-style-type: none"> ・土石、廃棄物、再生資源等を堆積する場合は、周辺の景観に配慮した高さ、規模とし、原則として樹木の植栽等による遮蔽を行う。 | |

3. さとの区域

■景観

- ・「さと」の区域は、主に農村集落の家屋と農地で構成されています。農村集落は、家屋が立地する領域と農地や里山などの土地利用領域がはっきりと区分されています。

【丹波篠山の特徴的な農村集落】

- ア) 街 村・・・旧街道等に沿って形成され、旧街道の両側に妻入り等の家屋が軒を並べて建ち並び、その周囲の川沿いに農地が広がっています。
- イ) 山裾集落・・・丹波篠山の農村集落の一般的な形態で、谷筋や山腹を活かしながら幹線道路から分岐した村中道に沿いに山手を背に傾斜地を活かし、山稜に抱かれるような形で山裾に形成されています。
- ウ) 平地集落・・・篠山盆地内の扇状地裾部や河岸段丘の高位、複数の谷筋の出会い地等に形成されている集落でほぼ平坦な面に形成されています。篠山川沿いでは、古代条理の水田が開かれた所において「坪」や「つほ」の小字名が残り、現在も条理状の地割をベースに形成されている場合が多くみられます。
- エ) 散居集落・・・谷合いの棚田状の斜面に形成され、家屋が地区全体にわたって数件ずつ農地を介在させながら分布。傾斜をいかした農地と家屋は地形と調和した集落景観を形成しています。
- ・篠山川等の支流の谷筋や山間地では、支流に沿って、山裾や谷筋の程よく広がる平地部に家屋が分布するたたずまいとなっています。支流が谷に沿ってまっすぐ流れる帯状の谷筋領域においては、谷川ごとに個性的なまとまりのある景観を有しています。
- ・集落の家屋は、敷地内の配置や向き、屋根の形状などに連続性が見られ、統一感のある佇まいが形成されています。
- ・篠山盆地内における「さと」の空間は、河川や小丘によって田園地や市街地といった景観的なまとまりを構成しています。また、農用地を主体とする領域では、市街地に接する形で広がりのある田園景観が形成されています。
- ・丹波篠山の財産ともいえるさとの区域では、農村集落の景観やその環境システムの保全・継承を基本に景観形成を図っていきます。

■景観形成方針（法第8条第3項関係）

- ・地勢に基づく土地利用を尊重し、田園地と調和したまとまりのある景観形成を図ります。また、谷筋や山裾ごとの特性に応じた景観形成を地域住民とともに推進していきます。
- ・「さと」の区域と「まち」の区域の境界部分では、樹林地などの緑地の保全により、

緑豊かな景観形成を図ります。

- ・盆地内の広がりのある田園地の領域では、幹線道路などからの見え方に配慮した景観形成を図っていきます。

◆土地利用指針

- ・造成や土地の改変に当たっては、地形の改変を少なくする。
- ・コンクリート擁壁などの造成は避け、自然地形や田園景観と調和させる。
- ・広がりのある田園景観を保全・継承するため、まとまりのある農用地における建築や開発は避け、集落内や周辺などに地勢的特徴を踏まえた建築物等の配置となるように計画する。
- ・区域を特徴付けている地形、樹林地や樹木等の貴重な植生を保全する。
- ・歴史的地物なども保全し、これからの景観づくりに活用する。
- ・住宅開発を行う場合は、集落景観と調和した区画割の菜園付住宅とするなど、さとの区域にふさわしい住宅景観を形成する。

◆建築指針

- ・背後の山なみや周辺の緑から突出せず、山なみや眺望が確保されるような配置、規模、高さとする。
- ・周辺から突出した規模、高さ、間口ならないよう、自然地形や畦畔、田畑の緑や市街地とも調和し、農村風景に溶け込む建築物とする。
- ・古民家等の伝統的意匠や材料、色彩を参考にし、集落家屋との調和を図る。

◆緑化指針

- ・集落家屋と小規模樹林地や畦畔木等、伝統的な緑化手法を継承し、美しい田園景観を創造する。
- ・丹波篠山に適した在来種の樹木を用いて緑化を推進し、美しい集落景観を形成する。

■景観形成基準（法第8条第2項第2号関係）

| 項 目 | | 基 準 | |
|--------------------|-------|---|---|
| 建 築 物 | | | |
| 新築・増築・改築・移転・外観の修繕・ | 位置 | <ul style="list-style-type: none"> ・背景の山並みや周辺の緑から突出せず、山並みや眺望が確保されるような配置とする。 ・周辺に建築物がある場合は、周辺建築物との調和を図る。 | |
| | 規模 | 高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・12m以下とする。 |
| | | 敷地 | <ul style="list-style-type: none"> ・余裕ある敷地を確保し、建築物が近隣に圧迫感を与えないようにする。 |
| | 形態・意匠 | 外壁 | <ul style="list-style-type: none"> ・古民家等の伝統的意匠や材料、色彩を参考にし、集落家屋との調和を図る。 ・周辺景観と調和した意匠とする。 ・長大な無窓など単調な壁面を作らないよう努める。 ・基礎部は周辺の自然景観との調和を図る。 |
| | | 屋根 | <ul style="list-style-type: none"> ・二方向以上の勾配屋根とし、仕上げは和瓦もしくは、和瓦と同等の風情を有し、周囲と調和したものとする。 |
| | | 設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 ・給水管、ダクト等は外壁面に露出させないようにする。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同色仕上げとする等の措置をする。 |

| | | | |
|----------|-----|--|---|
| 模様替・色彩変更 | | <ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備は壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。措置ができない場合は、通りから見えにくい位置とする。 ・ベランダ等は建築物との調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。 | |
| | 色彩 | 外壁 | <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。 (1) 色相がR(赤)系からYR(橙)系までは彩度6以下とする。 (2) 色相がY(黄)系の場合は彩度4以下とする。 (3) その他の色相は彩度2以下とする。 |
| | | 屋根 | <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な町家や民家に隣接する場合は、調和した同色系統の色彩とする。 ・基調となる色は、けばけばしくないように努める ・その範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。 (1) 色相がR(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は彩度6以下 (2) 色相がY(黄)系の色相を使用する場合は彩度4以下 (3) その他の色相は彩度2以下 |
| | その他 | 材料 | <ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和を図る。 ・下見板や基礎の石組等には地場材料やそれに類した素材を活用する。 ・経年変化により味わい深くなる素材または見苦しくならない材料を使用する。 |
| | | 駐車場等 | <ul style="list-style-type: none"> ・通りから自動車が見えにくい構造とし、周辺と調和した入口意匠や外壁仕上げとする。 |
| 植栽 | | <ul style="list-style-type: none"> ・接道部の玄関口には敷地のシンボルとなる樹木の植栽に努める。 | |

工 作 物

| | | |
|-----------|-------|---|
| 新設・増築・改築等 | 位置・規模 | <ul style="list-style-type: none"> ・高さは原則12m以下とする。 ・背景の山並みや周辺の緑から突出せず、山並みや眺望が確保されるような配置とする。 ・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。 |
| | 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> ・周囲に与える突出感、違和感を軽減するよう意匠とする。 |
| | 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲はマンセル色票系において概ね次のとおりである。 (1) 色相がR(赤)系からYR(橙)系までは彩度6以下とする。 (2) 色相がY(黄)系の場合は彩度4以下とする。 (3) その他の色相は彩度2以下とする。 ・ただし、航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊戯施設については適用しない。 |
| | 植栽 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の植栽に努める。ただし工場立地方その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係わるものについては適用しない。 |

開 発 行 為

| | |
|------------|--|
| 施設配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑と調和し、周辺地域に溶け込むようにする。 |
| 宅地造成の一区画面積 | <ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成をする場合の一区画あたりの面積は250㎡以上とし、集落構造等と調和し、農村景観に溶け込む区画割りや菜園付き住宅とするなどさとの風景にふさわしいものとする。 |
| 土地造成 | <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート擁壁などによる造成は避け、造成面や盛土法面が目立たず、自然地形や田園風景に溶け込み、調和するようにする。 |
| 既存樹林地等の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域内に良好な地域環境を形成している樹林地、水辺空間、優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所がある場合は、それらを保全する。 ・高さ10m以上の既存樹木・竹林は保全し、開発や建築行為に際して伐採しないように努める。 |
| 緑 化 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為によって生じる15度以上の法面のうち、高さが1.0mを超えるも |

| | |
|--------------------------------------|--|
| | <p>のは、樹木を有効に配した緑化修景を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁、排水施設等の工作物は、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景を行う。 ・駐車場、グランド等広い敷地は、周囲等の適切な箇所に樹木等による緑化修景を行う。 ・宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状を適切に計画する。 |
| 高木植栽 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積250㎡あたり1本以上の高木を植える。 ・敷地内の予定建築物等と樹木が、一体となって調和した景観を形成するよう樹木を適切に植栽する。 |
| 緑地の確保（緑地率） | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積の20%以上の緑地を確保する。 |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | |
| 土地の開墾 | <ul style="list-style-type: none"> ・区域内に良好な地域環境を形成している樹林地、水辺空間、優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所がある場合は、それらを保全する。 ・高さ10m以上の既存樹木・竹林は保全し、伐採しないように努める。 ・コンクリート擁壁などによる造成は避け、造成面や盛土法面が目立たず、自然地形や田園風景に溶け込み、調和するようにする。 |
| 土石の採取 | <ul style="list-style-type: none"> ・土石採取跡地等は、原則として適切な防災処置を講じ、道路等から見える場合は、樹木等による遮蔽植栽を行う。 |
| 修復及び遮蔽植栽等 | <ul style="list-style-type: none"> ・遮蔽や修復緑化の樹木は、できる限り郷土種を用い、やむを得ず郷土種を用いない場合は、周辺の植生への影響、自然環境との調和等を考慮し、適切な樹種を選定する。 |
| 木竹の伐採 | |
| 大径木等の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・社寺林や大きく育った大木を保全する。 |
| 修復植栽 | <ul style="list-style-type: none"> ・在来種に基づく地域植生にあつた植栽に努める。 |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積 | |
| 資材置き場等 | <ul style="list-style-type: none"> ・土石、廃棄物、再生資源等を堆積する場合は、周辺の景観に配慮した高さ、規模とし、原則として樹木の植栽等による遮蔽を行う。 |

4. 森の区域

■景観

- ・丹波篠山の風景の背景に常に存在する山並みは、景観の背景を構成する景観要素となっています。
- ・市域の7割以上を占める森林は、景観資源としてだけでなく、水源かん養、災害防止、木材資源、野生生物の生息、大気浄化など、さまざまな機能を有しており、原則として緑の保全に努め、新たな開発を抑制する区域です。
- ・丹波篠山市では森林系の土地利用については、次の3つに区分し、設定されています。

ア) 自然保護区域

森林の中でも特に原生的な自然環境が保持されている区域

イ) 森林レクリエーション区域

森林等の自然環境をいかした観光・レクリエーション施設が計画・整備され、機能に即した施設整備等を許容する区域

ウ) 森林環境保全区域

上記以外の森林地域

■景観形成方針（法第8条第3項関係）

- ・山地森林の保全を基本としながら、傾斜度20度以下の緩斜面地では、必要に応じて自然を身近に感じ、親しみのある「森との語らいの場」を整備し、人と自然、人と人の交流を深める新しい里山づくりを推進します。

◆土地利用指針

- ・独立峰の頂部や尾根筋のスカイラインや平地に突き出た小丘、城跡、ため池堤防沿い、谷川等においては、開発や建築を避け、新たな開発を計画する場合は、谷奥の領域などで傾斜が緩やかな土地を選定する。
- ・開発規模に応じ、森林を保全する。
- ・区域を特徴付けている地形、樹林地や樹木等の貴重な植生を保全します。
- ・土地の造成は、自然の地形を生かした計画とし、地形の改変を少なくする。土地の改変を行うときは、雛壇造成とせず、小造成を多用し、自然の地形に沿った流線的でなだらかな造成計画とする。

◆建築指針

- ・森林の中に溶け込むような建物の大きさ、屋根等の形態とする。
- ・建物の意匠、材料、色彩は、周辺の森林や木立ちと調和させる。

◆緑化指針

- ・花や紅葉が美しい樹木によって、落葉広葉樹林化や混交林化を進める。
- ・丹波に適した郷土種の樹木を用いて緑化を推進し、建物と樹木が調和した美しい里山景観の形成を図る。

■景観形成基準（法第8条第2項第2号関係）

| 項 目 | | 基 準 | |
|----------------------------|-------|--|--|
| 建 築 物 | | | |
| 新築・増築・改築・移転・外観の修繕・模様替・色彩変更 | 位置 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地が山裾の場合は、谷筋に配置するよう努める。 ・単独峰の尾根筋や山並み稜線上の配置は避ける。 ・周辺景観との調和に配慮した位置とする。 | |
| | 規模 | 高さ | ・12m以下とする。 |
| | | 敷地 | ・余裕ある敷地を確保し、周辺環境との調和を図る。 |
| | 形態・意匠 | 外壁 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調和した陰影のある意匠とする。 ・長大な無窓など単調な壁面を作らないよう努める。 |
| | | 屋根 | ・二方向以上の勾配屋根を原則とする。 |
| | | 設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 ・給水管、ダクト等は外壁面に露出させないようにする。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同色仕上げとする等の措置をする。 ・屋上設備は壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。措置ができない場合は、通りから見えにくい位置とする。 |
| | 色彩 | 外壁 | <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。 （1）色相がR（赤）系からYR（橙）系までは彩度6以下とする。 （2）色相がY（黄）系の場合は彩度4以下とする。 （3）その他の色相は彩度2以下とする。 |
| | | 屋根 | <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。 ・その範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。 （1）色相がR（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は彩度6以下 （2）色相がY（黄）系の色相を使用する場合は彩度4以下 （3）その他の色相は彩度2以下 |
| | その他 | 材料 | <ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和を図る。 ・下見板や基礎の石組等には地場材料やそれに類した自然素材を活用する。 ・経年変化により味わい深くなる素材または見苦しくならない材料を使用する。 |
| | | 駐車場等 | ・通りから自動車が見えにくい構造とし、周辺と調和した入口意匠や外壁仕上げとする。 |
| 植栽 | | ・接道部の玄関口には敷地のシンボルとなる樹木の植栽に努める。 | |
| 工 作 物 | | | |
| 新設・増築・改築等 | 位置・規模 | <ul style="list-style-type: none"> ・高さは原則12m以下とする。 ・背景の山並みや周辺の緑から突出せず、山並みや眺望が確保されるような配置とする。 ・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。 | |
| | 形態・意匠 | ・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 | |
| | 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲はマンセル色票系において概ね次のとおりである。 （1）色相がR（赤）系からYR（橙）系までは彩度6以下とする。 （2）色相がY（黄）系の場合は彩度4以下とする。 （3）その他の色相は彩度2以下とする。 ・ただし、航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊戯施設については適用しない。 | |
| | 植栽 | ・周辺の植栽に努める。ただし工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係わるものについては適用しない。 | |

| 開発行為 | |
|-------------------------------|--|
| 施設配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑と調和し、周辺地域に溶け込むようにする。 ・別荘開発等を行う場合は、近接の集落構造等と調和し、木立や樹間に溶け込む区画割りとするなど、ゆとりある施設配置とする。 |
| 宅地造成の一区画面積 | <ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成を行う場合の一区画あたりの面積は、300㎡以上とする。 |
| 森林の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発面積に対し、以下の割合で森林を保全する。 （1）開発面積が5ha以上の場合、50%の森林を保全する。 （2）開発面積が1ha以上5ha未満の場合、40%の森林を保全する。 （3）開発面積が1ha未満の場合、30%の森林を保全する。 |
| 既存樹林地等の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域内の地形及び植生の保全に努める。特に以下の箇所に留意する。 ①独立峰の頂部、尾根筋の突端部（平野部や水面に対して突出した鼻等）等、視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所 ②連続した稜線のうち、当該山系の輪郭線を構成している箇所 ③優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が生息する箇所 ・高さ10m以上の既存樹木・竹林は保全し、開発や建築行為に際して伐採しないように努める。 |
| 緑化 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為によって生じる15度以上の法面のうち、高さが1.0mを超えるものは、樹木を有効に配した緑化修景を行う。 ・擁壁、排水施設等の工作物は、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景を行う。 ・駐車場、グランド等広い敷地は、周囲等の適切な箇所に樹木等による緑化修景を行う。 ・宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画する。 |
| 高木植栽 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物と樹木が調和した美しい里山景観となるよう、開発区域内の高木等の植栽に努める。 ・敷地内の予定建築物等と樹木が、一体となって調和した景観を形成するよう樹木を適切に植栽する。 ・予定建築物は、主要な道路から見て、相当の緑量を有する樹木をその前面に植栽する。 |
| 緑地の確保（緑地率） | <ul style="list-style-type: none"> ・開発面積30%以上の緑地を確保する。 ・傾斜度20度以上の区域にあつては、開発面積の50%以上の森林を保全する。 |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | |
| 土地の開墾 | <ul style="list-style-type: none"> ・区域内に良好な地域環境を形成している樹林地、水辺空間、優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所がある場合は、それらを保全する。 ・高さ10m以上の既存樹木・竹林は保全し、伐採しないように努める。 ・コンクリート擁壁などによる造成は避け、造成面や盛土法面が目立たず、自然地形に溶け込み、周辺環境と調和するようにする。 |
| 土石の採取 | <ul style="list-style-type: none"> ・土石採取跡地等は、原則として適切な防災処置を講じ、道路等から見える場合は、樹木等による遮蔽植栽を行う。 |
| 修復及び遮蔽植栽等 | <ul style="list-style-type: none"> ・遮蔽や修復緑化の樹木は、できる限り郷土種を用い、やむを得ず郷土種を用いない場合は、周辺の植生への影響、自然環境との調和等を考慮し、適切な樹種を選定する。 |
| 木竹の伐採 | |
| 大径木等の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・社寺林や大きく育った大木を保全する。 |
| 修復植栽 | <ul style="list-style-type: none"> ・在来種に基づく地域植生にあつた植栽に努める。 |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積 | |
| 資材置き場等 | <ul style="list-style-type: none"> ・土石、廃棄物、再生資源等を堆積する場合は、周辺の景観に配慮した高さ、規模とし、原則として樹木の植栽等による遮蔽を行う。 |